

会 議 録 目 次

平成 1 7 年第 4 回海田町議会 9 月定例会（第 3 日目）

平成 1 7 年 9 月 9 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 37 号議案	平成 17 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）…………	3
日程第 2	第 38 号議案	平成 17 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	4 4
日程第 3	第 39 号議案	平成 17 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	4 5
日程第 4	第 40 号議案	平成 17 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）…	4 8
日程第 5	発議第 6 号	海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正（案）について……………	4 9
日程第 6	発議第 7 号	電気設備工事の分離発注を求める決議（案）について	5 0
		（閉 会）……………	5 0

平成17年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年9月7日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月9日 (金) 9時00分宣告 (第3日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
- な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
企 画 部	長	池 乃 本 和 弘
総 務 部	長	因 幡 貞 男
福 祉 保 健 部	長	上 條 正 弘
参 事 (行政改革担当)		富 田 征
建 設 部	長	児 玉 正 克
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	窪 地 満
地 域 振 興 課	長	臼 井 真
税 務 課	長	永 海 房 雄
住 民 課	長	貝 原 陽 子
高 齢 福 祉 課	長	上 村 直 樹
都 市 整 備 課	長	金 子 幹 雄
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
上 下 水 道 部	長	木 原 正 博
上 下 水 道 部	次 長	新 浜 憲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局	長	園 山 純
主 幹		濱 吉 計 守
主 事		中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1 第37号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 2 第38号議案 平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 第39号議案 平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 第40号議案 平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 発議第 6 号 海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正（案）について

日程第 6 発議第 7 号 電気設備工事の分離発注を求める決議（案）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。昨日に引き続き本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第 1 から日程第 6 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第 1、第37号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いします。第37号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）について。平成17年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）は、公共施設アスベスト調査事業費などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ889万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,289万7,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第37号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明をいたします。歳入歳出の補正につきましては、資料 5 の平成17年度補正予算説明書によりご説明をいたします。

まず、歳出からご説明をいたしますので、2 ページの方をお願いいたします。総務費

の一般管理費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、7月1日付の異動で図書館から町民サービス室に1名増員させたこと、また、9月1日付で地域振興課の職員を環境センターに異動させたことに伴う1名の減員により、予算額の調整を行ったものでございます。それぞれ74万3,000円、2万3,000円、10万9,000円を増額するものでございます。次に、委託料につきましては、公共施設15カ所のアスベスト調査に伴う委託料として143万4,000円を増額するものでございます。

次に、企画費につきましては、町内循環バス運行事業の実験運行の再開に伴う経費として、報償費につきましては循環バス運行検討委員会委員の謝礼として3万円を、需用費につきましては実験運行案内リーフレットなどの印刷製本費として21万円を、役務費につきましてはアンケート実施に伴う郵送料として30万円を、委託料につきましてはバス運行案内看板作成の委託料として4万8,000円を、工事請負費につきましては循環バス停留所整備工事費として47万9,000円を、負担金補助及び交付金につきましては11月から3月までの実験運行再開に係る運送会社に対する負担金として739万8,000円、それぞれ増額するものでございます。

次に、コミュニティー推進費の負担金補助及び交付金につきましては、自治会の管理する集会所への下水道設置工事に伴う改修補助金として16万5,000円を増額するものでございます。

次に、3ページの電算管理費の委託料につきましては、平成18年度から新たにコンビニでの収納ができるように、現行のシステムを改修する委託料として231万8,000円を増額するものでございます。

次に、徴税費の賦課徴収費の報償費につきましては、口座振替の促進に伴う報奨品として500円の図書カードを配布しておりますけれども、口座振替申込者の増加に伴い、1,000件分、50万円を増額するものでございます。次に、需用費につきましては、18年度からのコンビニ収納に伴う町税の納付書作成に伴う町税賦課事業の印刷製本費として81万8,000円を、また、再発行の納付書の作成に伴う町税徴収事業としての印刷製本費として5万3,000円、合わせて87万1,000円を増額するものでございます。

次に、民生費の社会福祉費の老人福祉費の繰出金につきましては、10月からの介護保険制度改正により施設入所者の居住費と食費が原則自己負担となることに伴い、介護報酬単価が下がることなど、保険給付費の減による一般会計からの法定負担分として599万8,000円の減額、また同じく介護保険制度改正に伴う電算システム改修費用などの一般

会計負担分としての繰出金として141万3,000円の増額、合わせて458万5,000円を減額するものでございます。

次に、国民健康保険事務費の繰出金につきましては、コンビニ収納に伴う帳票作成に係る一般会計負担分として46万6,000円を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。4ページの衛生費の保健衛生費の保健衛生総務費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、9月1日付の人事異動に伴い、保健センター職員1名が総合公園に異動になったことによりそれぞれ258万1,000円、137万円、54万9,000円を減額するものでございます。

次に、清掃費の清掃総務費の給料、職員手当等及び共済費につきましても、9月1日異動に伴い、地域振興課職員が環境センターへ、また環境センターの職員が水道課に異動になったことによる予算額調整により、それぞれ9万3,000円、6万1,000円、2万円を減額するものでございます。

次に、5ページにかけての土木費の都市計画費の公園費の給料、職員手当等、共済費につきましても、9月1日異動に伴い、保健センターから1名増員したことにより、それぞれ258万2,000円、137万1,000円、55万1,000円を増額するものでございます。また、工事請負費につきましては、海田総合公園の給水ポンプインバーターの修繕工事費として70万円を増額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費の私立学校振興費の負担金補助及び交付金につきましては、第2種の対象者の増加によりまして、私立幼稚園就園奨励費補助金94万8,000円を増額するものでございます。

次に、教育費の中学校費の学校管理費の負担金補助及び交付金につきましては、海田中学校の吹奏楽部が吹奏楽コンクールやマーチングコンクールの中国大会や全国大会などへの参加をするための生徒遠征費補助金として96万9,000円を増額するものでございます。

次に、社会教育費の図書館費の給料、職員手当等及び図書館職員給与費事業の職員共済費負担金と互助会負担金につきましては、図書館職員1名が町民サービス室へ人事異動したことに伴い、それぞれ334万2,000円、127万5,000円、53万8,000円を減額し、6ページの賃金につきましては、人事異動による減員に伴い、新たに臨時職員を採用したことにより108万9,000円を増額するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。1ページ

の歳入でありますけれども、国庫支出金の国庫補助金の教育費国庫補助金の教育費補助金につきましては、第2種の対象者の増により私立幼稚園就園奨励費補助金として25万3,000円を増額するものでございます。次に、総務費、国庫補助金の総務管理費補助金につきましては、循環バス運行事業に係る補助金である自動車事故対策費補助金として492万8,000円を増額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金として357万9,000円を増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、町民センター敷地内車両損傷事故に伴う保険金として13万円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明をいたします。議案の方のご準備をお願いいたします。37号議案でございます。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ889万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億9,289万7,000円とするものでございます。また、債務負担行為の補正を行うものでございます。

議案の方の3ページをお願いいたします。「第2表 債務負担行為補正」として追加をお願いするものでございます。コンビニ収納に係る額でありますけれども、18年度当初からコンビニ収納業務を円滑に進めていくため、収納代行会社と納付書で使用するバーコードのテストや収納データの授受方法を定めるためには、準備期間として約4カ月を要することから、今年度中に契約を締結する必要があるために、債務負担行為を設定するものでございます。期間は18年度までいっばいでございます。限度額は42万1,000円でございます。以上で、平成17年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）3点ばかりお願いします。まず第1点、資料5の方の1ページ、今回の補正予算で国庫支出金、教育費国庫補助金25万3,000円、それから総務費国庫補助金492万8,000円、繰越金357万9,000円、雑入13万円と出ているわけです。これを財源として振り当てて、今ご説明がありましたように、歳出に割り振っているわけですね。そうしますと、一般管理費の方、特定財源のその他13万円がまずあります。雑入の13万円。それから、その下の7番企画費、国庫支出金のところに492万8,000円、これもございますね、財源として。それから、教育費の補助金の方の関係で5ページの款10教育費のところの

私立学校振興費のところに25万3,000円もございます。それはわかるわけですが、質問するのは、繰越金の357万9,000円というのがこのどこかに入っているわけですね。今申し上げた3つの予算財源についてはわかるんですが、繰越金だけについてはどれに入っているのかというのがまず1つです。そして、この繰越金というのは6月議会で1,794万9,000円が補正を組まれています。1,000円ほど当初予算にありますから。そういう状況になっています。それで、さらに今回357万9,000円が入っているわけですね。そこで、今回の9月議会で決算の話が出ました。それで不用額なり繰明がはっきりしているわけです。実質収支に関する調書、翌年度へ繰り越すべき財源1,674万5,000円と計上されているわけです。6月議会では1,794万9,000円。これとの関係はどうなっているのかということです。まだ決算が出ていませんからね。この差である2,760万のところから、繰明の中から多分補正されたのかどうか知りません。そういう繰越金の関係について、6月議会の分もそうですけれども、今回の357万9,000円はどこから充当されたのかどうか、補正を組まれたのかどうか。それがまず第1点。

そかれら、またこれは予算技術の点で素朴な質問になろうかと思いますが、補正前の額が十分に予算があるのに、増減額補正を組んでおられるんですね。これは何か理由があるのでしょうか。別にしたりしなくてもいいんですが、例えば4ページの保健衛生費なんか1,661万6,000円もあるんですね。それが一般財源で4,500万。これは人事異動の人件費との関係があるかと思われそうですが、それにしても、何かそういう海田町の財政上の技術的な点があるのかどうかということが知りたいわけです。それは、あえて言えば、こういう補正の増減をやらなくても、最後の年度末に近くなって足りなくなった時点で補正すればいいのであって、結局15年度は補正が6億700万減額補正しているんです。16年度は4億2,000万、ご承知のように減額補正しているんですね。9月時点で減らしたり増えたりして、結局減っているわけです。補正額を減らすということは、過大予算を見積もったかどうかということですよね。だから、余り好ましいことじゃないと思うわけです。そういうことで、6月議会のときから補正を組まれるんですが、減額補正にしろ、増額補正にしろ、なぜ各議会ごとにやらないといけないのか、その理由とといいますか、技術的な点かと思うんですが、その辺について質問いたします。

3つ目、今説明があったんですが、2ページの町内循環バス運行事業のことで、実験運行結果が広報かいたにも載っています。これはいろいろ乗った人の意見です

から、議会としては気持ちはわかるわけです。満足しているとか、していないとか、本数がどうだとか書いてあるわけです。それで、1日88人しか乗っていない。1便じゃ11人しか乗っていない。それに800万もかけてやるべきかどうかという判断になろうかと思うんです。それは気持ちはわかるんですけども、議会としては公正な立場でその予算が適正かどうかという判断をせざるを得ないので、その辺で、特に今説明のあった運行委託負担金739万8,000円、これはどういう性質のものであるのかをまず。それで、できれば積算が知りたいわけです。どうしてこれだけ、1,000円台まで細かく出ていますね。その3点をまずお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、1点目の繰越金が歳出予算の中の財源的にどこに含まれているかということでございますけれども、これにつきましては、当然ながら一般財源の中に含んでいるものでございます。それから、繰越金の内訳的なものにつきましては、これは16年度の決算剰余金でございます。決算剰余金のうち、基金に積んだ残り、また繰り越すべき財源としてとらえるもの以外のものについての中から繰越財源として手当てをしているものでございます。

それから、予算額があるにもかかわらず、増減関係の、いわゆる増額の補正をするのかということでございますけれども、これにつきましてはその時点時点の状況に応じて、今回につきましては主には人事異動に伴っての人件費の増減があったということで、増減関係の補正をさせていただいたということでございます。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）それでは、循環バスのご質問にお答えいたします。循環バスにつきましては、検討委員会で、継続するかどうかというご判断をまずいただいたところでございます。そのご判断の基準といたしましては、採算性、利用者の満足度、利用者以外の満足度、地域バランスという4点を指標にご議論いただきました。その結果、今の88人、1便当たり11人というご利用がございましたが、これは採算性のところに当たるわけですが、1便何人ご利用されたかということで、採算性を議論するのはコミュニティーバスの性格上余りなじまないということで、先ほど申しました2番から4番の観点から、継続ということに委員会として結論が出たわけでございます。それを受けて、町としても住民の皆様の利便性の向上ということで運行を再開するという結論に達したものでございます。

続きまして、負担金の積算内訳でございますが、まず、循環バスの運行負担金といたしまして、芸陽バスに対して1日当たり5万2,000円掛ける146日間掛ける消費税1.05で、これが797万1,600円でございます。それから、運賃相当額、これは11人のご利用がございましたので、1便当たり今後10人乗っていただけるものとして積算しております。これを控除した額が680万3,600円でございます。そのほか、車内放送等の車両設備に係る負担金が95万7,075円、あと、1期の運行で運賃として36万3,500円が入っておりますが、これが執行残として残っておりますので、これを控除した額が内訳でございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）よくわからんのですけどね。まず、繰越金のことです。繰越金も要するに6月時点では繰明4,434万、そのぐらい今、決算では出ているんですけども、その中から増したということですね、この6月時点では。要するに、どこから、財源としては1,674万5,000円しかないんですよ、今の実数、それから見れば。剰余金からしか回せませんからね、普通は。そこが知りたいんです。だから、わからん時点で1,794万9,000円増しているんですから、その実質収支に関する調書の1,674万5,000円との関係はどうなんですかというのを今聞いているわけですからね。それに今回の357万9,000円はどこから財源を引っ張ってきたのかということも、それについては今、回答がなかったんです。

それと、本来なら、今申し上げたこの歳入に係るところにだけ重点的にこうやって教育費の関係、雑入は雑入で13万出ていますから、そこへ歳出の方に充当するように回していけばいいんですけども、それに便乗と言うたらおかしいですけども、ほかに一般財源のところで減額したり増額補正をなさっているでしょう。その理由は何ですかと聞いているんです。

それと、3点目の巡回バスはわかりませんよ、今の説明では。要は私が知りたいのは、1便当たり11人しか乗っていないバスを、それはバスの利用者、利用する人は満足と書いているんですけども、乗らん人から、町全体から見て客観的に判断しないといけませんよね、我々は。それでもやらないといけないのかどうかという判断をするには、やっぱり昨日の町長の話じゃないですが、最小のコストで最大の効果を上げるということから見れば、11人乗っていてもやっぱりやらないといけないのかなという、その判断をするのは、今伝えてもらった運行委託負担金ですよ。800万に近い経費を使ってやっぱりやらないといけないのかなという判断をするのに、私は私なりに聞いたかったことは、芸陽バスですか、相手がやってくれるために、得べかりし利益というんですか、損益分

岐点とか採算分岐点的なものを出して、それで、正常利益だったらこのぐらいなんだけれども、それに達しないから負担金でもってカバーしてやろうという意味の負担金なのか。そのような考えが委員会とか行政サイドでいろいろ計算されてこの39万8,000円が出てきたのかどうかを知りたかったわけです。ただ単純に5万2,000円掛ける146日ですか、掛けて2,600円掛けて出したんだという、その根拠がよくわからんわけです。なぜこんなにまでしなきゃいけないか。何か相手から見れば、739万8,000円みたいな細かい数字が出ているんだけど、それだけもらったら、11人しか乗っていないのに、損をしているのに、これだけ出してくれりゃ回るよという意味にとったんですよ、私は。だから、損益分岐点的なものは委員会か何かでいろいろ検討なさって。これを見ると、継続すべきだというような意見も多かったと書いてあるんですが、財源のこととかそういう予算的なことを考えて話しておられたのかどうかということも知りたいわけです。そして、その11人というのがしょっちゅう使っている客なのか、都合で乗ったのか、それで、最高何人で乗って、最低は何人だったのか、わからんわけです。そんな細かい話をしないで、ただ機械的にこれだけでいいやという予算だったら、私は反対ですよ、これは。ただ機械的にこうやったんだったら、みんな賛成したからやったんだというんだったら、意味がないですよ。委員会で意見が多かったからというんじゃ。利用しない人にとってはわからんわけですから。もう1度その辺をよろしくお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、1点目の繰越金の関係でございますけれども、6月補正、今回の補正につきましても、いわゆる16年度の決算剰余金がございますので、それを充てて財源としたものでございます。

それから、2点目の歳出に充てる財源は特定財源、一般財源ありますけれども、まずは特定財源をその関係する事業費に充てまして、残りについてを一般財源をもって充てたということでございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）循環バスの件でございますが、失礼ですが、桑原議員、これに乗って見られましたか、どうですか。それで、感触的にはどうだったんですか。たくさん今回こういう方に乗っていただいて見ていただいて、かなりの、全員協議会でも皆さんにこういうことについては説明をずっとしておるつもりなんです、今まで。それを踏まえて今回いろいろと検討委員会、審議会を持って、そしてこういう提案をしたわけです。理解

が全然できていないような気がするんですが、どうですか。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今の話は全然違うんです。町長がおっしゃっているのは、走らせるということの今の経過をおっしゃったんです。それはもうわかっているんです。ただ、今言っていることは、補正予算の議会ですから、なぜ運行委託金が739万8,000円ですかというのを聞いているんです。だから、それが、これだけ出して、しかも11人しか載っていない。それについてはどういう計算で、委員会でそこまで突き詰めた、損益計算書的なことまでやった上でやっているのかどうか。もし11人で採算が合うようにバスを小型化したり、回数を減らすかどうか。要するに、この運行委託負担金というのを少なくするようにしないとおかしいんじゃないかと思うんです。今、町長が盛んに最小のコストで最大の効果を上げると言うなら、そういう努力をすべきでしょう。だから、今のどういう性格のものですか、積算はどうですかというのは、そういうことが知りたいから言っているわけです。いろいろ委員会でもんだとか、みんなによく説明したとかというのはもうわかっている話。今日は予算議会ですから、その辺をもう少しはっきりしないと、客観的な議決云々という話まで行かないと思うんです、これだと。もしこれが高いという判断だったら、やり方を改善していかないといけないでしょう。そこまで委員会で検討されたのかどうか。11人でやれ、やれと言う人ばかりじゃなかったと思うんです。ちょっとこれはどうかなと。芸陽バスというのはこの700何万というのがもらえるから走らせてもいいと思っているんじゃないかと私は思っているんです。そういうようなことの意味を踏まえて、今、性格と積算はどうなっているのかということを知っているわけですから、それ以外のことはもうわかった話ですよ。試乗しましたしね、みんな。わかっているはずですよ。もう3回目だからあれですけれども。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）コミュニティバスの運行の目的といたしまして、まず、交通不便地域の方々の利便性の向上、また、高齢者や障害者の方々の利便性の向上という大きな目的がございます。それで、通常の一般的な路線バスで考えますと、コミュニティバスというのは性格上どうしても赤字になってまいります。特に海田町の場合は料金100円ということですので、1便当たり直しますと60人以上のご乗車がない限り、黒字に転換することはできないものでございます。そういう性格上、検討委員会ではそういう採算性については現在の経費を極力抑えるという方向で検討されております。したがって、

前は週5日の運行で1日5万円掛ける消費税ということでございましたけれども、経費を極力抑えるということで、今回は5万2,000円と、1日2,000円の増にとどめておるところでございます。それと、歳入の方で先ほど申し上げましたように、国庫補助金が約2分の1ほどいただけるというようなこともございまして、経費の節減に努めているところでございます。

○議長（原田）認めます。桑原議員。

○6番（桑原）芸陽バスの利益計算的なものは出させたんですか。それで、固定費とか変動費についてちゃんと出しているでしょう。それを見て検討委員会でオーケーしたんですかね。その辺の積算とか何かをちゃんと説明されたらどうですか、この議会で。それがわからないと、議決のしようがないですよ、これ。11人しか乗っていないバスを走らせてオーケーだと言ったら、町民に対してどういう返事をしているのか、わからないんです。もう質問にはならんかもしれませんが。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）芸陽バスとの協議の結果の積算内訳でございますが、運転者給料、手当等が1万4,500円、その他の人件費、これは退職金等でございますが、5,500円、車両維持費1万3,000円、燃料費等が4,000円、その他物件費が6,000円、一般管理費9,000円、消費税が2,600円、合計で5万4,600円という内訳でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず、同じ桑原議員の続きになるわけですが、説明書の2ページのバスの運行、これについての関連ということです。まず、この循環バスというか、コミュニティバスを走らすためには町なりの運行規程のような、条例とか規程、何かこれの設置が必要じゃないか、こういうふうに考えるわけです。

それから、一昨日来、町長の答弁その他で、バスを走らすことが前提になって、もう決定しておるんですね。いわゆる予算措置がないのに、地方自治法222条の規定に抵触するんじゃないかと。先に決めておるといのはおかしいんじゃないか。まず、この2点について聞いてみます。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）循環バスの運行につきましては、事業主体があくまで芸陽バスということで、道路運送法第21条による貸し切り事業者によるバスの運行ということでございますので、本町が事業主体になっておりませんので、そのような規程は必要ないと考

えております。

バスを走らせることを先に決定したのではなく、一応検討委員会等の方針を踏まえて、町としてはバスを継続して運行したいということで補正予算をご提案させていただいたところでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今の2番目の地方自治法222条の問題。走らせますよと言うておるじゃないですか。既に発表しておるじゃないですか。バスは決定しておると言うて。今の答弁は違うんじゃないですか。それじゃったら、一昨日来、町長の答弁にしても、ほかの担当にしても、そういう答弁は出てこんはずですよ。お願いして予算措置を講じて初めてやるべきなんですよ。今のは課長、おかしいんじゃないですか。

それから、今から幾つか言いますが、ゆっくり言いますので、メモをとって。似たような質疑にもなるかと思いますが、数があるので。ゆっくり言いますよ。まずは、試行運行といいますか、長期の試行運行は町民に恒常的運行と解されないか、この辺についてどう考えるか、まず1つ。長期の試行運行は恒常的運行、要するにずっと継続的にもあるんだよというふうに解釈されないか、このことについてどう考えるのか。

それから、やっぱり桑原議員の質疑の答弁の中で、コミュニティバスは高齢者、弱者救済なんだ、こういう話なんですね。本当に高齢者、弱者、身体不自由な人の救済を考えるならば、例えばタクシーと特別に契約して、タクシーは基本料金は五百五、六十円ですか、このバスが先ほど来、検討委員会あるいは桑原議員の中でもありますように、約10名、80名、5万何ぼ。これが約600何ぼになるんですね。単純計算で600円。それで、タクシーの基本料金が500何ぼで100円負担してもらおうと、計算は違いますが、700円走ることができるんですね。タクシーさん、ちょっと安くしてやってくださいやということになれば、玄関から玄関まで行くんですね。本当にあなたたちが弱者救済、高齢者の救済を考えるならば、こういうのも検討材料の1つじゃないかということなので、この辺についてどのように考えられるのか。もしやタクシーが500円で走りましょうというようなことを言うて、それだけ利用があるなら、500円で全部走りましょうというようなことを言うたとするのであれば、これは仮定の話ですよ、それにいわゆる受益者負担の原則で100円やってもらえば、1便400円で1人が玄関から玄関まで行くんですね。バスの場合は停留所まで歩かなくちゃならん。それからまたバスをおりて所定のところまで歩かなければならない。だから、あなたたちの弱者救済、高齢者救済と言うておられるとこ

ろが私は理解できないんです。その辺についての考えを尋ねてみたい。

もう一つは、この運行が、前後しますけれども、検討委員会も含めて調査の中で、桑原議員の中にもありましたが、利用者が先に便利がいいということで、利用者の声だけ聞いて決定されておるようなことがあるんです。要するに、未利用者の声、ここらがどこに反映されておるか、これは委員会の検討資料の中にもありますが、検討されていないんですね。

それから、若干それますけれども、国信地区は要らないんだというような、差別とか区別とか無視とかという、こういうところも感じられるような委員会の文言もあるんですが、町民にそういう区別をするというか、差別をするようなことがあってもいいのかどうかということ。

それから、既に、先ほども言いました、一昨日の町長の答弁にもありますように、バスを走らすんだというのが前提になっておるんですね。委員会の意思が町民の代表である議会の意思にも優先するのかなどか。

それから、検討委員会の中にもありましたが、あのバスには、私は数字を忘れたので、申し訳ない、違っておったら、それなりに理解していただきたいが、30人乗りとか36人乗りとかの大型バス、こういうふうに書いてあるわけですね。今言われるように、1便約10名ということになれば、常時10人満タンになることはないと思うんです。途中でおりたり乗ったりされるわけですから、場合によったら3人か5人ぐらいつつ、それを一巡する間に幾つかの停留所の乗りおりを含めて11名、こういうふうになっておるんじゃないか。というようなことを仮定しますと、例えば8人乗りの車、10人乗りの車で、これで十分足りるんじゃないか。何も単純に36人乗りの大きなトラックを走らす必要はないのではないか。こういうようなことも考えます。

それから、三迫地区の人をもっと上まで上げてほしいというようなことの声も検討委員会の中の資料に載っております。そうすると、今のような小型の車種にすると、これも上まで上がれるんじゃないか。そうすると、そういう問題も解消するんじゃないか。先ほど言いました、住民といいますか、町民隅々までかなり行き届いたサービスができるんじゃないか、公平に扱えるんじゃないか、こういうふうに考えますが、その辺のことはどのように考えておられるのか。

そかれら、これも同じことです、大立地区は走らなくてもいいとか、バスを走らすとかというのは。ですから、これはまとめて町民の、先ほど来言うております差別という

か、無視されたような扱いになっておるわけですが、これについてどのような考えを持っておられるか。以上、お尋ねします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）まず、1点目の長期運行と誤解されるのではないかとというご質問でございますが、一応第2期の実験運行は来年3月31日までという予定にしておりますので、その辺の誤解はないと思います。

続きまして、タクシーを利用してはどうかということでございますけれども、これはやはり費用対効果でどこまでサービスを向上させるかということにかかってまいります。サービスを向上させるということは、逆に言うと、費用がかかってまいります。ということで、現段階ではコミュニティーバスを運行するのが一番最良の策であると考えております。

続きまして、利用者以外の声が反映されていないのではないかとというご質問でございますが、ご指摘のように、今回のアンケートでは利用者の方の声がほとんどだということは認識しております。町内の各施設にもアンケート用紙を置いておりましたが、余り回答がなかったように見受けられます。という反省のもとで、再度、今度は無作為に抽出した方を対象にアンケートを実施する予定にしておりますので、この経費を本補正予算に計上させていただいております。

続きまして、国信地区は要らないかというような委員会でのご発言があったというご質問でございますが、国信地区につきましてはいろいろ検討してまいりましたが、既存のバス路線、芸陽の西条線があるということで、ここは委員会の結論としては国信地区には、正確には国信2丁目のところなんですけど、ここは通す必要がないのではないかとという結論に達したものでございます。

続きまして、委員会の結論が議会を優先するのではないかとというご質問でございますが、この委員会はいくまで任意の委員会でございますので、委員会での意見を聞くということで設置しておりますものでございますから、全面的にそういったことはないと考えております。

続きまして、36人乗りのバスでは大き過ぎるのではないかとというご質問でございますけれども、これは内訳といたしましては、いす席が18、立ち席が17、運転手が1ということでございます。ですから、座席数は18しかございません。それと、定員は36でございますが、一応マイクロバスの扱いになっております。それで、便数当たりといたしま

しては、1 便当たりで平均16.8人というご利用がございますので、8 人のバスを走らせるとなると積み残し等が出るということで、現行のバスが適当ではないかと考えております。

ということで、三迫地区におきましては検討委員会でもいろいろ検討してまいりましたけれども、今、芸陽バスの回転場まで上がろうかということで、かなり時間を割いて検討してまいりましたけれども、この場合、乗客を乗せたままバックをしなければいけないというようなことから、安全上好ましくないということで、断念したものでございます。

それから、大立地区につきましては、東広バイパス沿道につきまして、これもかなり検討してまいりました。途中でUターンしてでも東広バイパスを通してはどうかというお話もあったんですけども、やはり交通安全上好ましくないという警察のご意見があったのと、東広バイパスについては既存のバス路線があるということで、そこでの走行を断念したものでございます。以上でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今の件で幾つか言いますが、まず、これは町長の答弁の中にもあるんです。2年間の試行ですよという説明が出ておるんです。そういうことで、3月までだと。いわゆる再試行は3月までかもわかりませんが、引続き2年間まではやるんだというようなことを言うておるわけですね。そのことを言うておるのに、そういうふうにして2年間も走らすことによって、長期運行というか、恒常的運行というふうにみなされんかというて聞いておるんです。ちょっと答弁がおかしいんですよ。じゃ、来年の3月ですべて終わるのかと。そうじゃないでしょう。来年の3月にすべてやめるんですか。その辺のことを誤解のないように言うてもらわにやいかん。

それで、タクシー云々という問題。これは検討されておらんでしょう、正直言うて。あんたの勝手な思いじゃろう、課長。どこかで検討した何かの資料に基づいておるのかどうか。自分の作り事と言うておるのか。責任のないことを言うてもろうちゃ困るんだよね。そうじゃろう。タクシーが先ほど来から弱者の救済やら高齢者の救済やらというて答弁しておるんだから。検討もせずに思いつきでその場逃れの、いわゆるのど元過ぎれば何やらで、とにかく前田のあほたれをごまかして通ったらええわと。そういう生半可な答弁じゃ困るんです。ですから、この中に2つあったんです。間違うてタクシー屋さんが500円で走ってやろうというふうな話をすると、それなりのバスと同じ100円を負

担していただくようになれば、町の負担として400円で玄関から玄関まで行くということになるわけですね。そうすると、今の1日約80人、1便5万何ぼという計算をすると、大まかな計算で町の負担分は400円で済む。今は600何ぼかかっておるんですね。200何ぼ安いんですよ。そのことを聞いておるのに、そこらのところの答弁が漏れておるんです。以上でございますなんて言うて。以上じゃないです。漏らして言うてくれちゃ困る。

それから、今の三迫の方の云々でどうじゃらこうじゃらと言うて、上がりますじゃ、あそこで向きを変えにゃならんと。これも検討委員会で言うておる。大型だから、そういう問題があるので。それじゃ、実際問題、その10何名乗ったというのは何便走って何ぼあったのか。そのデータを当然あなたたちは持つておるんじゃないだろう。だから、三迫まで上がってもいいんじゃないか。国信だって旧焼却場のところ、おりてくるときはええかもわからん。わしらなんかは転げておりた方が早いかわからんがな。ところが、帰りはその倍、3倍じゃの、町長。おりてくるときはええね。そこに路線バスがあるからいいじゃないかと。でも、あれを焼却場まで歩いて上がってみなさいや、町長。これは大変なことじゃろうと思う。だから、全町民公平じゃなしに、差別扱いとか、そういう区別というか、えこひいき行政みたいになっておるんじゃないかと聞いておるんです。だから、三迫でも、こまい分だったら上がってあげりゃいいのよ。それで、何も1台で走らすんじゃないしに、それじゃったら、8人乗りを2台で右回り、左回りをやるとか、時間をおくらせて同じ左回りをして、2台が並んで走るというたらおかしいが、30分なら30分置いて、そして同じコースを走らせても、積み残しの心配もないし、利用としては非常に利用価値がいいんじゃないのかと。だから、今言うた、もろもろを検討せずに課長の思いつきで作り事を言うてくれちゃ困るということです。

バスは大型で決定しておるのかどうか。先ほど来大型にこだわっておるが、答弁がそうなおるから、決定しておるのかどうかということです。

それから、いろいろ皆さんと相談とか何とかと言うが、この運行決定、いわゆる委員会で決定しておるわけだが、今回再試行をするまでになぜ議会に対して説明ができないのか。なぜそんなことを言うかという、検討委員会の中にも載っておるんですね、インターネットの中に。ルート決定もうやむや、バス停の位置もまだうやむや、すなわち物が決まっていらないのに、予算だけ先に計上しておるんですよ。例えば1キロのまんじゅうを買うか、2キロのまんじゅうを買うか、それもわからんのに、予算だけ10万円つくってくれと、こう言うておるんですね。それじゃ、3キロのまんじゅうを買わに

やいけんようになったときはどうするんか。逆に、500グラムのまんじゅうでいいとなったときにむだな予算を組むことになっておるわけね。だから、これははっきり言うて、でたらめというか、いいかげんなことを決めておるわけね。ただ運行ありきが先になっておるんです。その辺の考えについてもう1回聞きたい。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（池乃本）実験運行をさせていただいておるわけですが、これが2年間だから、恒常的になるんじゃないかというようなご指摘でございます。まず、1回目をやってみまして、大変好評でございました。したがって、これを引続きやっていくという意味でございまして、逆に言えば、実験運行をやって全く効果がないというか、皆さんに利用価値がないということであれば、当然これはやめるということになると思いますけれども、少なくとも我々が受けている感触で言えば、大変好評をいただいております。引続きこういうサービスを継続させていただきたいというふうに考えておるところでございます。したがって、今後もこの2年間をもっていろいろな方々の幅広い議論をいただきながら、でき得る限りのサービスを展開してまいりたいというふうに考えております。

それから、タクシー等の問題、あるいは大型であるとか、いろいろな幅広い議論の問題でございますが、当然勉強をしております。今回、委員に入ってくださいました先生もいろんな地域でそうしたことを経験していただいた先生に入ってくださいまして、国土交通省からも入っていただいておりますし、専門的な立場からも議論をいただいております。そういう意味で、今後ともでき得る限り我々としてはサービスを継続したいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）部長、ばかな答弁をしてくれちゃ困るよ。利用して、悪けりゃだれも乗らないんだよ。少なくとも80人の人は喜んでおるんだよね。わかりますか。そういうことで、先ほど来それを言うておるんですよ。利用者の声だけ聞いて、未利用者の声は聞いていないと言うておるのに、それをあんたは何を聞いておるのか。だから、利用者の便利がよかったのは当たり前じゃないですか。そういうばかな答弁をしてくれちゃ困るよ。部長たる地域にある者が。そのために未利用者の声も聞けと言うておるんじゃないですか。だから、あなたたちは、先ほど来言うておるように、運行ありきでやっておるからだめなんだと。だから、なぜ議会の意見も、町民の代表たる議会の声も聞いて、全

協でも開いて、そして、こうこうやろうと思うんじやが、こういう声が出た、あんな声が出た、さらに検討委員会にかけて、それで、議会にこういう声もあるんじやがというて検討委員会を開いてもろうてやるべきなんですよ。そういうことなので、とにかくもう先に決定しておるんだね、課長の先ほど来の答弁といい。だから、とにかく公平に扱ってもらいたいというので、今のそこら、町長も一緒じゃ、部長も。そういういいかげんなことで、先ほど来言うておるように、その場を逃れるような答弁で。利用した者は悪口を言うわけじゃないか。悪かったら、極端に言うたら、初日の1便が走ったら、あしたからはだれも乗らんはずなんだよね。だから、利用した人は非常によかったと言うておるんだよね。だから、逆な言い方をすれば、利用せんかった人は、だめだから利用しなかったと、こういうことなんだよね。このようにも解釈できるわけよ。わしは根性が悪いんか知らんが。そこらを全然無視しておる。そういう考えを持っておるのか、持っておらんのか。しっかり言うてくれ。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）バスの利用者の問題でございますが、私も町民の人から、会うたびにいろんな方の話を聞いたり、「ぶらり訪問」等でも町民の意見はかなり聞いた経緯がございます。その中で、先進地の視察、廿日市とか坂町とか府中町とか、いろんな場で研修を重ねながら、地域に合った循環バスの運行ということを含めて、検討委員会にも諮問をしていろんな話を聞いておりますが、私どもはそういうふうなちまたの声とか町民の声を十分に聞き入れてこれをやるという方針で私はやっておるつもりでございます。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）コミュニティという字が見えるんじやが、高齢者の社会になって、ますます高齢者のことを考えなきゃいけないような時代に、バスをないようにしようとかというような言葉が出るのは私も心外じゃったんですが、例えば三迫の総合グラウンドへ行くのにどうやって行くんですか、あれは、年寄りに行けというのは。歩いて上がれと言うのは死ねと言うのと一緒じゃ。そういうような問題も含めて、このバスの運行をやめるといような方向へ行くべきでないというのは町民の皆さんからの声も行政も聞いておられると思うんです。部分的には、そんなん知らんよと言う人もおるかもわかりませんが、もっと多数を聞くと、そういうように聞こえてきます。あそこのグラウンドで何かするにしても、歩いて上がれと言うようなことはできませんので、今、バスが運行しておるということは非常に重宝しておるわけです。そこら辺も考えて再考をお願いし

たいと思います。よろしく。

○議長（原田）今のは質疑ですか。

○11番（河野）質疑じゃない。要望。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。このバスの運行は、さっき説明がありましたし、初めて運行するときの目的を話していただきましたけれども、先ほどの課長の答弁では、公共施設に行きやすくするという項目、一番大事な目的の1つである目的がなされていなかったんです。私といたしましては、もしこれを継続的に運行するのであれば、財源確保が一番の重要課題だと思っております。今回の補正で出てきておりました国庫補助金の自動車事故対策費補助金というのは目的がすべてではなくて、一方、マイカーをやめてバスに乗っていただくと事故が少なくなるのではないかという趣旨のもとでの補助金ですので、そういたしますと、私もインターネットで調べさせていただきましたけれども、そういった審議は一切なされていないんですね。そういうための、じゃ、どういう運行にしようとかという言葉は一言も出ておりませんでした。行政の方から一言、こういう補助金ですので、そういうところにも配慮したアンケートを云々というのがありましたら、それは乗車されるとき、車に乗せていたらどうかという一言で済まされておりましたけれども、これも大事な国の財源でございます。それも2年限りです。試行期間とされている18年度でなくなってしまう。町単独で走らすことになるのは平成19年度からでございます。そういたしますと、そのときに2,000万から3,000万の負担金をどの財源から持ってくるか。先日のいろいろな審議の中で、この議会が終わってから行革と実施計画と財政健全化計画を私たちに説明をすると言われてはいますけれども、そこに、じゃ、この2,000万の財源はどこから持ってきてどうするかということがもう既に検討されたかどうか。昨日の条例改正で65歳以上の方の年金からも税金を徴収すると。これは19年から880万、今後これは伸びていくと思うんです。1,000万はもう団塊の世代の方がなるときには1,000万以上にはなっていく。この財源を少なくとも充てられるんじゃないかと思っておりますけれども、そこまで財政計画を立てた……。一番大事なことです。これは19年度から公債費が増えてくるんですよ、19年、20年から。今までは利息だけを払っていればいい時代でした。しかし、19、20年度からは元本まで払わないといけないんです。公債費が随分伸びていく中で、国の交付税が下がっていく中で、じゃ、どの施策を削減してこの財源確保をしていくんですか。

ですから、私が問いたいのは、財源確保を明確にした上での試行運転であり、現実19年から海田町の負担がどれだけになるということも試算した上での試行運行であるかどうかなんです。少なくとも、検討委員会で検討されている内容を見ますと、財源はどうでもいいじゃないかと。住民のサービスを図ればいいじゃないかと。こんなものではないですね、町の財政は。これは、行政がそこで何らかのこういう計画でありますということをしておかないと、この今回の補正予算額は上がってこないはずですよ。補助金、補助金とおっしゃいますけれども、2年で切れるんです。来年で切れるんです。町単独で負担していかないといけないんです。私はこれは中止しろとは言いません。しかし、財政健全計画の中において、このコミュニティバスの運行可能な財源、金額は幾らなのか。その中で町民の皆様にご利用していただけるような試行運転をしなければ。意見があったからどうかという……。だから、大きい質問の第1点はそれです。まず行政改革大綱の中で審議された上で、これだけの財源確保が大丈夫だから今回はこういう補正予算をしていったのかということが1点です。

次に、速やかに海田町のインターネットに報告はされておりました。このインターネットを見ていない方は今日の説明でもほとんど事態がわからないような感じですがけれども、そのインターネットで運行時間帯と便数が検討される議題の2が載っておりましたがけれども、その中で、今までの週5日運行で1日当たり運行負担金5万2,500円、これは消費税込みです。現状と同じ運行便数で毎日運行の場合、5万4,600円ということなんです。これは2日増えるわけですね、運行が。でも、2,000円しか負担はいただきませんよと芸陽バスは言っているんですけれども、先ほどの答弁で人件費は1日1万4,500円と言われました。じゃ、この2日間の、それは芸陽バスがサービスでこの5日間、月・水・金・土・日運行のときと毎日運行当たりで消費税も込みで2,100円上乗せでいいですよという契約といいますか、されていることなんでしょうか。これは確認でご答弁をお願いいたします。

次に、毎日運行をしてほしいと。確かにそうかもしれません。しかし、アンケート集計の中で、乗られた方の集計結果が出ております。「今後、巡回バスを利用しますか」という問いに対しまして「毎日利用」2人、「週6日利用」3人、「週5日利用」7人、「週4日利用」6人、「週3日利用」9人、「週2日利用」36人、「週1日利用」22人、「利用する回数は不明」が47人、「機会があれば」139人、「利用しない」5人、「無回答」10人、総計で286名の回答になっておりますけれども。じゃ、今度問い9で「これからの運行日

はどのようにしたらよいですか」、ここで「毎日運行」が181になっているんです。この「毎日運行」の181人を信じていいんでしょうか。乗った方のアンケート結果ですよ。利用された方が毎日今から乗りますよが2人です。本当にそうなんです。これで果たして毎日運行という結論に至るのか。それとまた、このアンケートを見ておりましたら、運行日に対する意見が9件あるんですけども、この9件のほとんどが、土・日はなくても火曜日と木曜日があった方がいいという。土・日はなくてもというのが9割方あります。そうしたら、私たちの報告に月・火・水・木・金・土・日、この曜日別に何人乗ったかということが重大な資料になってくるわけですね。その資料はお持ちになっているかどうか。3点目です。

次に、今後どうするかということで、2期目のアンケートを配布するという予算を今回計上しておられますけれども、その中の検討委員会のアンケートに対する結果、私はびっくりしたんですけども、アンケートをどのようにするかというところで。まず、今回は町の方で無作為で対象者を選んで郵便配布、郵便回収により実施する予定であるということで、今回、アンケートは1,000件で、そこからどれだけ回収するかという話の中で、ある委員さんが自治会を通じてアンケート用紙を配ったらどうかと。とんでもない話ですね。それを町の方でも、各自治体の世帯数に応じてアンケート用紙を分けるのは可能であると。これで平等なアンケート結果が出ると思い込んでいらっしゃるのか。ましてや今回の補助金、1年数カ月にあたって補助金2分の1を国からいただいで運行でございます。マイカーを公共の乗り物にして交通事故をなくそうとするための補助金です。それを、自治会に配布してアンケートを募る。その後では、図書券を配布したらもっとアンケートが集まるんじゃないかと。私は、申し訳ございませんけれども、行政の基本から逸脱していると思っております。前回の検討委員会で、アンケートは自治会に配布するというような結論ですけども、それをやられるのか、やはり郵便で無作為の年齢別にされるのかどうなのかという質問です。

次に、今度は、今も本当を言いますと、2ページの企画費の中の負担金補助及び交付金の項で質問させていただいたんですけども、次に、やはり同じ7の企画費の15の工事請負費、将来、南道路ができる道路の工事費が出ておりますけれども、今回この金額が47万9,000円です。将来あそこがちゃんと道路形態が変わったときに、ここまでも費用をかけて整備をしないといけない工事なのか。

続きまして、人件費の、今回から人事異動があるたびにちゃんと補正を組まれている

ということは、私は透明性があってすごくいいことだと、今回の補正予算を見て思いました。具体的に質問いたしますけれども、この中で4ページなんですけれども、保健センターの方が公園費の方に異動なさっていますけれども、これは全部、給料から手当から負担金から互助会負担金、全部金額が1,000円ずつアップになっているんですね。その1,000円ずつアップになっている理由。まず1点。

それと、先ほどの説明で5ページの図書館費ですけれども、職員さんお1人が市民サービス室に異動になりまして、臨時職員を今回108万9,000円で計上されておりますけれども、これは金額は幾らで、何時間で何日までの金額なのか。

それともう1点は、今回の人事異動を見ておきますと、公園係、都市整備課が1人増になりまして、保健センターが1名減となっております。この保健センターといいますのは、今から環境問題その他、子育て、母子とか、いろいろ多岐にわたった事業をするところなんですけれども、ここを1名減にしてやっていけるのか。また、なぜ都市整備課を今回1名増にしなければならない理由。人件費については以上の3点を質問いたします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）それでは、まず循環バス関係についてご答弁申し上げます。財源の確保につきましては現在、行政改革実施計画と財政健全化計画が策定中であるということで、これと整合させて総合計画の後期5カ年計画を近々につくっていく予定にしております。そちらの方で財源確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、毎日運行の場合と週5日運行の場合の負担金の差でございますが、ご指摘のように、週5日ですと5万円プラス消費税で5万2,500円、毎日運行ですと5万2,000円プラス消費税で5万4,600円ということになっております。2,000円上がっておりますけれども、これは、毎日運行にした場合、前は2人の運転手のローテーションで運行しておりましたが、毎日運行の場合はこれでは対応できないということで、人件費がまず1,000円アップするということでございます。それと、毎日運行の場合は、バスは通常、点検がたくさんあるんですけれども、その間、予備車を出さないといけません。1日置きなら休みの日に点検ができるんですけれども、毎日運行となった場合、この点検ができないので、別の芸陽バスの車両をこっちに持ってくるという関係から、車両維持費が1,000円アップして、合計で1日当たり2,000円の増となっているものでございます。

続きまして、曜日別のご利用でございますけれども、月曜日が総計で681人、17%、水曜日が792人、20%、金曜日が930人、24%、土曜日が843人、21%、日曜日が699人、18%

となっております。

続きまして、2期のアンケートについてでございますが、確かに検討委員会の中で、ご指摘のような、自治会の方々に配布していただいたらどうかとかというご意見もございましたが、最終的には無作為抽出で町で選んで郵送しようということになりましたので、今議会で補正予算を提案させていただきました。

工事請負費につきましては、広島県と協議した結果、少なくとも5年以上はあそこについては手を入れないと。現在の形態のままだというようなご回答をいただきましたので、十分これは費用対効果があるものとして工事請負費を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、費目における1,000円の移動でございますが、積み上げた際の端数の処理の関係からこうなったものでございます。

それから、保健センターが1名減員となり、都市整備課の公園費の増額でございますが、これについては、今回の人事異動につきましては職員の健康上の理由からやむを得ず人事上の配慮として人事異動を行ったものでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

それから、図書館費の賃金でございますが、8時間勤務の一月21日の9カ月分を組んだものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）循環バスのことについてお尋ねしますが、基本的には今のモータリゼーションのはざまの中で本当に弱者が困っておられるんですね。それで、いろいろ町民の声を聞かれて、町は公的な施設を結びながら、あるいはコミュニティの関係、また、病院へ行かれるとかいろいろな形でこうした制度をつくってこられたわけですが、いろいろ町民の声を聞くと、非常に頼りになると。しかも、毎日走ってくれたら、いつ通るかというような、そういう不安というか、今、利用される人はメモ帳を皆持っておられるんです。しかも、時間を延長してほしいという声も私は聞きました。そうすれば、もっともっと利用者も増えるし。先ほど前田さんがタクシーを使うたらどうかと。タクシーは1人そういうプライベートな時間を利用するという感じを受けて、しかも1日80人から90人、平均してそれを利用されておるわけですから、一々それにタクシーを全部向けるというわけにはいかないので、定期的にこれを位置づけて毎日運行。特に府中町とか坂

町とかというのは非常に町民から頼りにされて人気がいいということなんです。私が聞きたいのは、毎日運行と時間延長した場合に国の補助に当たってはどういうことになるんですか。場合によってはその方が安上がりだったら、もっともって利用者が多いし、左右の方でそういう補助がありましたけれども、そういう名称の目的にも達するのではないかというように思うんですが、その点はいかがですか、お尋ねします。

それからもう一つ、3ページのコンビニの料金システム。先ほどの債務負担行為との関係が私はわからないので、お尋ねするんですが、電算システムの管理事業で231万。これはコンビニの対策として上げておられるんですが、18年度いっぱい今の42万1,000円、債務負担行為ですが、この関係はどうなるのか。どういう関係なのか、理解に苦しむので、お尋ねします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）国の補助金でございますが、一応コミュニティバスの運行に係るものにつきましては、負担率が2分の1で、国の予算に応じて調整率を掛けるようになっております。したがって、毎日運行とか便数を増やした場合でも、負担の2分の1掛ける調整率というのは変わらないということになっております。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）コンビニ収納の債務負担行為の関係でございますけれども、コンビニ収納に当たりまして、収納代行会社に月々の基本料、それから1件当たりの取扱手数料を支払う必要がございます。それを一応18年4月1日から支払うわけですが、事前に収納代行会社と契約をしておきませんと、納付書の様式であるとか、そういうデータの伝送テスト、それからバーコード印字をした納付書のテストをやらなければいけませんので、その期間が4カ月かかりますから、費用自体は18年4月1日からですが、事前に予算を組ませていただいて、収納代行会社と今年度中に契約をしておきたいということでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）循環バスで時間延長していただいたら、時間延長というか、早めてもいいわけですが、もっともって利用者も多いし、そういう声も出てくるんですが、今までは交通渋滞のそういう大きな原因になるというような説明だけ聞いておるんですが、そこら辺は考えてもいいのではないかというように思うんですが、この点はどうか。

それから、今のコンビニの税の徴収の問題で、今、各金融会社が指定されて、そこで振込も回るわけですね。これと、コンビニは24時間やっておられるので、だから収納率も高いと思うんですが、逆に1件についての手数料が一般の銀行よりも高くつくのではないかというように思うんですが、ちなみに一般の銀行は、私はよくわからんですが、今、1件につき、あるいは金額で何ぼかよくわかりませんが、どのぐらいの手数料を取って、しかもコンビニはそれと同額なのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）循環バスの便数の増設につきましては検討委員会でも検討いたしまして、夜の7時まで運行したらどうなるかというようなことも検討いたしましたが、負担金が約3万円近く高くなるということで、経費を今回は余りかけずにという結論に達したもので、今回見合わせたものでございます。今後またご利用に応じて検討委員会でもその点についても議論してまいりたいと考えております。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）コンビニ収納の手数料の関係でございますけれども、基本的には今、金融機関で納めていただく分には手数料はかかりません。ですが、今回、コンビニ収納をなぜ導入したかといいますと、最近ですと、勤務時間の関係あたりで夜中まで働く方が増えておりますし、そういうことで、銀行のいわゆる営業時間内での納付が困難な方もいらっしゃいます。それと、そのことによって滞納につながるというふうなケースが想定されております。そういうことからコンビニ収納を導入するというものでございまして、仮に今のコンビニに支払う手数料が月々にいたしますと大体3万5,000円平均になるかと思えます。それで、今、我々がそれで幾らぐらい税金が見込めるかという見込みでございますけれども、大体月々にしますと480万円程度の税金が見込めるのではないかと。ですから、100倍近いそういう効果が出てくる。それから、もう一つの波及効果といたしましては、収納率が、若干ではありますが、各先進自治体では上がってきているというふうな、目に見えない部分もございますので、今回、導入をさせていただくというものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）循環バスの件ですが、特殊な例と言うたらおかしいんですが、時間を延長していただいたら、お酒を飲んだ後でもタクシーを使わないで循環バスで、そういう声がいっぱいあるんです。ああいう時間帯にやってほしいという声も聞きますので、そ

れも考慮してほしいと思います。

それともう一つ、コンビニの件ですが、今ここによそのを挙げられておるんですが、海田町でコンビニと称するそういう施設は何カ所あるのか。新しく増えたらどうするかという問題も含めて答えていただきたい。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）増便につきましても、利用者とか利用者以外のアンケートの結果、検討委員会の結果、費用対効果を含めて再度検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）町内のコンビニにつきましては現在8店舗ございます。それで、新規に増えたらどうかということでございますが、契約形態は、収納代行会社と契約をして、その収納代行会社はすべてのコンビニ本部と契約をしますので、店舗が増えても経費が増えるということはありません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。先ほど答弁が漏れていたと思うんですけども、今回の人事異動で都市計画課は1人増えて、保健センターは減になっていて、その都市整備課の増にする理由と、保健センターが減になっても、今後、アスベスト対策とか環境問題は重要なポストでありますのにもかかわらず人員を削減された理由を、漏れていたのもので、その答弁をお願いいたします。

それと、再質問、先ほども手を挙げようと思った挙げられましたので、再質問いたします。財源確保は今の行政改革、健全化計画の中で確保してまいりますということですが、私は、これは今の海田町にとって2,000万、3,000万ということは、ある程度の見込みがなければ、財源確保をしなければ執行できない事業だと思っているんです。その中でどれだけの金額であれば、財源確保で平成25年くらいまで、30年までいけるという見込みを立てた上で今回、芸陽バスに負担を……。じゃ、どれだけの運行が可能なのか。私は逆算して考えてみる必要も大いにあると思うんです。財源があるときはいいんです。私はこんな質問はいたしません。景気がよくて、もっともっと、今、佐中さんがおっしゃった、夜遅くまでの運行でもかまわないですけども、本当に今から財政健全化計画を立ててみんなで縮小してやっていかないと、投資的経費も恐らく来年は少なくなるでしょう。再来年はもっと、10億を切るんじゃないかと私は思っておりますが、そういったまちづくりも進まなくなる、そういった中でどれだけの財源確保ができるの

か。その財源確保の可能な金額の中で私は町民の皆様のご意見とかアンケートとかでいろいろ試行運転をすべきだと思うんです。補助金の件ですけれども、19年からないんです。私はこれがずっと2分の1が将来にわたってあるのなら、こんな質問はいたしません。補助金があるから、すごく拡張するけれども、じゃ、財源見積もりをしたときに、そこまで財源はとれないよと。じゃ、先ほどの前田議員の質問じゃないですけれども、そういった、町民の皆様がもうこれはやってくれるんだと思って、切るときほど厳しいです。

そういうことで、先ほど質問しようと思ったんですけれども、議案の2の資料3のところで、12便運行したときに費用負担は1日8万1,900円と出ておりました。私はこれが信じられなかったんですけれども、総合公園発が8時で、最終は海田市駅が19時発の最終便でよろしいんですか。海田市駅は午後7時を想定されておられますね。ただ、そういたしますと、海田総合公園を8時に出ますと、朝は利用できない、夜だけ利用できる運行形態にしかになっていないという。ですから、回数を増やすときにはすごく負担になるけれども、一考が要するというふうに私は思っております。最後に質問しようと思ったんですけれども、1点に絞りますけれども、財源を幾らまでの、平成19年度からの運行にどれだけの財源を予定して試行運転をされるのか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（池乃本）財源の問題でございますが、まず、基本的に19年から本運行するということが決定して、それを前提にしておるわけではございませんということでございます。19年から本運行を決定しておるわけではございません。

そかれら、財源の問題でございますが、確かに仰せのとおり厳しい折の中で、最終的には一般財源を投入することになりますので、地域としてはそれだけ海田町としてサービスをどれだけ負担と給付をしていくのかというのは、これは大変な覚悟が要と思います。それはまたこれから議会の皆さんとも相談しながら決定をしていく事項でございます。仰せのとおり、厳しい財政の中でできる限りサービスを拡充したい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）

19時までの運行の件でございますが、19時まで運行した場合、現在、芸陽バス瀬野川営業所からバスが来ておるんですけれども、これでは労務管理上こういう形態はできない

ということで、すべての便を総合公園発にして、夜は総合公園に車をとめさせてほしい
ということでこのような時間になっております。以上でございます。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）今回の臨時的なといいますか、異動につきまして、まず、保健センターあたりは業務に支障がないかということでございます。先ほど総務課長が答えましたように、今回は職員の健康上の理由ということで急きょ異動を行った状況なんですけれども、確かに保健センターにつきましては1名減ということになるわけですが、これについては臨時さんを補てんするということで、仕事に支障がないということで担当部署との調整を終えております。

それから、総合公園の方に1名増の理由ということでございましたが、実はこの健康上の理由といたしますが、もと総合公園におった職員でございまして、そういった中で、なれた仕事、そちらの方に配置をして健康を取り戻すという考え方の中でそういう配置をいたしております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。2点ほど聞かせていただきたいと思います。今回の実験運行、これは実験運行が大義になっているわけですね。だから、この実験運行が前回に比べて今回の目的がどこが違うのか。それから、昨日からの一般質問でも出したんですが、計画が全然出てきていないんです。じゃ、3回目、4回目、または、そうなるかどうかはわかりませんが、来年度の計画はどうなっているのかというのが全然見えていないんです。その点、計画はどのようになっているのかということ。

それと、2点目は、第3回の会議のところで出ているんですが、PRの方法についてということなんです、車内に町民の絵画を展示したり、車内に広告を載せたり、車外に何かペインティングしてPRするとか宣伝するとかというふうに書かれているんですけれども、検討を行ったというふうになっているんですが、先ほどの説明では芸陽バスに委託というふうになっていますよね。だから、そこらはそういうことが可能であるかどうか、PRすることが可能であるかどうか。それから、これは宣伝カーとして使うのは非常にメリットがあると思うんですが、宣伝の計画がどのようなものが現実と考えられているのか。そこらも全然計画が見えてこないんです。たった2年間ですから、特に具体的な計画、または目標も数値的な目標、さっきの採算性も含めた、そういった数値的目標もきちっと計画に出していただいて提案していただく方がいいかと思うんですが、

そこら辺はどのようになっているか。この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）まず、5月からの実験運行とこのたびの実験運行の違いでございますが、まず、週5日運行を毎日運行に変えるということが大きな変更でございます。それと、バス停を3カ所増設するということがまた大きな変更でございます。それと、前回の過程で、例えば東広バイパスを、これは通すことについて積み残しているようなところがございます。また、乗りおりにつきましてデマンド運行、それから一般路線バスとの乗り継ぎの問題等々がまだ審議が足りなくて積み残しているようなところがございますので、今度、アンケート結果等と照らし合わせて、ここらの問題についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の予定ですが、再度実験運行をして、もう1度検討委員会等に図って、来年度以降どうするかについても検討してまいりたいと考えております。

それから、PRの方法ですが、検討委員会で検討いたしました、車内への広告の掲載、車外への広告の掲載があらうかと思いますが、その後、芸陽バスと協議を重ねまして、車外広告につきましては難しいと。ラッピング広告といって、ラップを張ってやるんですけれども、これにつきましては貸し切り事業者の運行ということなので、乗り合いとは違いまして、ラッピング広告は難しいという結論に達しております。ただし、車内については対応できるということでございます。ただ、これについては確か広告料1,000円で芸陽バスがやっておりますので、芸陽バスの方が広告会社を通じて募集するようになろうかと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そのときに、その広告料はどちらに入るんですか。

それと、今回委託しておるのは芸陽の方に委託されているわけですから、現実は今海田町一円は芸陽バスのテリトリーに入っているんですよね。そういう意味から考えたときに、民間委託、昨日からも出てきておりますが、芸陽の方が自主的にやっていくというようなところは出ていないんでしょうか、お願いします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）広告料は一応今現在、芸陽バスと協議しておりますけれども、確か手数料200円だけ芸陽が取って、残りの800円程度は町の負担金から控除するという形で今調整をさせていただいております。

続きまして、芸陽バス以外の運行ということでございますけれども、ご存じのように、このコミュニティバスというのは当然赤字が前提というか、赤字覚悟で住民の利便性の向上のために行うものでございまして、一般バス路線、ですから、道路運送法で言う4条運行はできないという結論でございます。ですから、芸陽バスが自主的に運行するということはちょっと難しいということでございます。ですから、この場合、貸し切り事業者が運行して、その負担を町がするというので、委託とはちょっと違う。あくまで事業主体は芸陽バスということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）確認なんですけど、要するに2年間の実験運行計画、これはないということに理解してよろしいんですか。例えば1回実験をやって、その反省を踏まえて次の実験をやって、次の反省を踏まえて次の実験をやるというようなやり方という意味でとらえていいんですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）実験運行という性格上、やはりルート、停留所、便数、時間帯等々、経費と利便性をバランスにかけて検討していくのが実験運行でございますので、2カ年間については、来年度につきましてはそういうルートや便数等については現在のところ決まっています。

○議長（原田）2年間の間でローリングしながらやるということを確認しておられます。

○企画課長（大久保）ですから、今回の結果を見てまた検討委員会等の結論を踏まえて来年度の計画を立てていきたいと考えております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）本会議でこれだけ長い時間をかけるということは、全員協議会とかいわゆる関係委員会にかけない。車の両輪ということを私は言いましたが、町長さん、やっぱりあなたの行政の失策だと思うんです、私は。よく考えてもらいたい。こんなに長く、たったこれぐらいの問題で論議するということは、しなきゃいけません、本会議でやるべきことではないと思います。

それからもう一つは、私は少人数でも、やるべきことはやってもいいと思うんです。しかし、第1回にやったのだから、なぜ議員の意見も、検討委員会じゃどうじゃこうじゃばかりで、先ほど言いましたように、関係委員会とか全員協議会で。ただ検討委員会、検討委員会と。車の両輪でなければ。やれば、もっと早く進むんよ、町長さん。そ

ういう考え方を、それが正しいかどうかはわかりませんが、考え方を変えてもらわんと、2日で済むものが、まだ午前中、引っかかるかどうかまだわからん、それは。そういう点を町長さんをお願いしておきたいというのがあります。

それから、全国でこんなことを2回もやられるということは、それは850万じゃけん、身体障害者は社会教育へ丸投げで、恐らく3万円しかないの。そういうようなことから、よく考えてもらわなきゃいけないし、それから、行政範囲が狭いところで2回も850万かけてなぜやらにゃいけんのだろうかという気がするんです。その点について、町長さん、例えば職員が乗って、どこから乗られたか、どういうことで乗られますかということの、第1回の調査不十分がこういうことになったんじゃないかと私は思うんです。その点を私は指摘したいというふうに考えるわけです。

それと、やっぱり私たち議員も坂町、府中町に議長指示で、大したお金は要らんのだから、実態調査に行っておけばよかったかと、このように思うわけです。これは町長さんも検討委員会をあれだけやられるほどなら、やっぱり関係委員会でこれを審議してもらえんのだろうかと言うて議長に申し込まれれば、こんなことはなかったんじゃないかと思えます。

それと、私は町長さんをお願いしたいことは、男女別、年齢別、身体障害者とかというようなものは、本会議ではなかなか説明できんかもわかりませんが、先ほど言うたような関係委員会で十二分に私は諮ってもらいたかったと。あるいは全員協議会で。そういう点をお願いしたいと思います。

それともう一つ言うんですが、建設委員会は私が委員長になりまして、毎月1回やっておるんです。そうすると、いろいろな問題ができる。そういうようなことで、私も副委員長のときに佐中委員長をお願いしまして、月1回やればいろいろな問題が、担当問題についてもできるんじゃないかということで、その点を議長さんも町長さんも重要視してもらいたい、こういうことです。だから、私は、言いましたように、2,000万の隔離病舎の執行でも、財源がないから2年間にわたってやるというように、財政は逼迫しておる。だから、私はこの850万というものは海田町にとっては非常に問題があると思うんです。特にこれは全員協議会で激論があったんです。そんなふうに言うなやと。あれを議員が早う知っておったとかどうとかでわーっとなって。わしは余り細かいことを言うなと言うたら、怒られた、ある議員に。そういうように、激論があったんです、こういうことについては。それをやっぱり町長さんに思い出してもらって、慎重にやってもら

いたい。本当に2回も全国に例があるんだろうかと。それはミスならミスとして、細かく調査せなんだということを断られれば、2回でもいいとわしは思うんじやが、そういう謙虚さがないんじや、今ごろの町長さんには。その点をお願いしまして、私は町民がどう言われようが、こう言われようが、反対をいたしますよと。というのは、やってもいいんだが、もう少し我々に資料を与えていただきたい。また、私たちも積極的に勉強したかったミスもあります。そういう点で、私はこの問題は、やってもらってもいいんじやが、もう一遍、議長さん、議会も開いて、満場一致でいけるように配慮してもらいたい。今回は私はこれは認めるわけにはいかないです。以上のことで終わります。答弁をひとつ、町長さんだけでいいから。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）このバスの検討委員会は、昨日の岡田議員の一般質問にもありまして、る私は十分に説明したつもりでございます。今、全員協議会を含めて、いろんな方で皆さんのいろんな意見を聞いてもらったり、検討委員会とか自治会長さんとか、いろんな形で各方面で私は十分ないろんな情報をキャッチしておるつもりでございます。今回は、今いろいろご意見を聞きますと、一般質問以上の質問がたくさん我々に対して出ておるように判断を私はしております。今回のこういう今の800万の予算について、どういうことで皆さんの判断をいただくことがこの議題であるんじゃないかと私は考えておりますので、今、確かに斎木議員がおっしゃるように、人間ですから、完全ということはありませんが、反省することは反省しながら、またこの審議を十分に検討いただきたいというように思います。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）多少一般質問的になるかもわからんが、佐中さん、こらえてくれ。私は本当に総合公園の東のあそこはすばらしいと思うんです。もっと啓蒙して、もっとやれば、芸陽バスで定期的に陳情を芸陽バスに言って、問題はあそこだけなんです、海田町で。それから、幸町の奥の方がバスがこちら、大立の方が問題があるんですが。東は芸陽バスに行ってもらうべきだと私は思うんです。それは要望ですから、お答えはいただきません。以上で、議長、終わります。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）2つ聞いてみたいんですが、今度、毎日運行並びに停留所が3つ増えますね。府中とか坂を多分研修されたと思うんですが、どの程度乗客が増えると予想されて

いるのか。

それともう一つ、さっき部長が答弁されたんですが、19年度以降、要するに補助金がなくなった時点で、19年度以降の運行についてはもう1度議会なり検討委員会なりにかけて、本運行するかどうかというのはそこで決定するということによろしいんですね。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）それでは、近隣の状況についてご説明申し上げます。廿日市市の場合、2ルートで、西循環が8便、東循環が7便で、1日平均が1便当たり29名のご乗車がございます。府中町につきましては、右回り8便、左回り8便で、1便当たり34名のご利用があると聞いております。それと、坂町につきましては……。失礼いたしました。廿日市市は平均で25名でございます。1便平均で25名。府中町も25名。坂町につきましては1ルートで平均15.5名のご利用がございます。ですから、ある程度便数等が増えればご利用も上がるのではないかと推測しております。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（池乃本）本運行についての最終決定でございますが、今後、先ほどご指摘のように協議をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）先ほどからあんたらは2年で補助金がないようになるじゃどうのこうのと。決まったことじゃないのに、ないようになる、ないようになるというて先走りんなや。それはもらえよう。そうじゃないんか。統計とって出して、それでここで、もらえんでしょうかと申請すれば、もらえることもあろう。頭からもらえん、もらえんというけん、みんながこんなふうに言う。そうじゃない。あんたらは頭から……。みんなずっと言うんじゃが、先のことはわからんのじゃけん。みんな議員さんも福祉センターを建てるときに、プールなんか要らんというてみんな反対して、松岡さんが家へ来て、プールをつくるけん、賛成してくれと。元助役が家に来て、つくるけん、賛成してと。建ててしもうたら、プールが一番人気があえじゃないの。そうじゃったじゃないの。松岡さんが家へ来て言うたんじゃけん。宮坂君も知っておる。つくるけん、賛成してくれと言われたんじゃ。そこらの経過があるんじゃけん、先のことは見えんのじゃから。みんなが喜ぶようなことじゃからやりますと、そう言やあええんよ。昨日から議論になっておるんじゃが、斎木さんの言われるのも当たり前のことよ。こういうことをまた引きやるからということを議員に一言先に全協でも何でも開いておれば、こんなことをせ

んでええわけよ。そこらを改めてもらえばそれでええんじゃから。だから、昨日の問題でもそうじゃから、こういう議案が出る、こういう大事なことはこれだけ議論せにゃいけんということは前もって議員さんに皆報告して伺ってから議案を出せば、こんな何時間もかからんでええじゃないの。斎木さんが言うように、全員一致ですぐ決まってしまうことよ。傍聴者はおらんが、傍聴者がおったら風が悪いよ。海田の町議会も執行部も何をしよるんかと。議長、そこらをさっとやって、町長も。今度からはそういう、何ぼ人氣がええ、どうのこうのというても、一応やってもろうたら、みんながスムーズにくんじゃから、それを町長、今後そういうふうにやるか、やらんか、そこをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、崎本議員がおっしゃるように、事前にできるだけ広告なんかを含めてはつきり皆さんにお示ししたいと思います。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）バスに関してはほとんど出たので、1点、軽いので。バスがさっき2台に変わると言われたんですけれども、それは同じ形状のバスが来るんですかということの確認だけ。バスはそれで終わりです。

コンビニ収納なんですけれども、先ほど佐中さんの質疑で大体私もわかったんですけれども、1点だけ、収納代行業者と契約をすると言われて、その収納代行業者がすべてのコンビニからの入金をやるという。これ、ちょっと疑問に思ったのが、先日の中国新聞に、鳥取県が今度自動車税をコンビニで収納するとあって、そのときにこの記事ではコンビニと契約をするとあったんです。今から入札をするのとあったんですけれども、この契約の形態がうちと違うので、その辺の確認を1点させてほしいのと、代行業者からの入金は町に入ってくるのがいつごろ入金されるのか、どのぐらいの経過があって入ってくるのか、この2点。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）先ほど申しましたように、海田町内を走るバスが点検等のときはほかの芸陽バスの車両が来る予定になっております。あいたバスということなので、同じ形態かどうかははっきりわかりません。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）まず、コンビニ収納の件でございますけれども、収納代行会社と契約

をするというのは、コンビニ各社と契約をしますと、それぞれそういうデータを送るシステムが違いますから、そのコンビニ会社に合ったような機器を整備しなければいけなくなります。そうすると、かなり費用がかかりますから、収納代行会社を通じて各コンビニへ集まったお金を集約することによって、そういう設備投資が少なくて済むという利点がございますから、収納代行会社を通してやっていきたい。それから、収納代行会社を決めるにつきましては、既に公金収納を扱っておられる収納代行会社では、そういう個人情報の保護であるとかサービス面に差がありませんので、これはそういう取り扱い手数料の単価の部分で入札で決めていきたいというふうに考えております。

それからもう1点、収納代行会社から町へお金が入ってくる流れでございすけれども、基本的には各コンビニが集めたお金は月の5のつく日と10のつく日と末日に収納代行会社にデータと一緒に送金をされます。それで、収納代行会社はそれを受けて整理をして、その後、5のつく日と10のつく日と末日に今度は町の方に入金をしてくると。ですから、コンビニで収納されてから、最短でいけば11日程度で町の方へお金が入ってくる流れになっております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）バスは、申し訳ないんですけれども、これはバス会社、芸陽バスが同じ形態のバスがないと言うんだっただろうがないんですけれども、違うバスが来たりすると恐らく住民の方が混乱というか、違うというふうに見過ごす可能性があると思うので、できれば同じバスにやってもらうように。新しいバスを購入するということになると投資がひどくなるので、無理かもしれないんですけれども、できるだけわかるようなバスにしないといけないと思います。

コンビニ、もう1件だけ確認したいんですけれども、先ほど私以外の答弁のときに、月に3万5,000円ほど代行会社の方に入るような感じと言った。これは、だから、1件当たり幾らの手数料が積み立てて3万5,000円ぐらいになるのか、それとも月で3万5,000円ぐらいでやるのかということ。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）なかなか同じバスというのは難しいと思いますので、表示等をはっきりさせていきたいと考えております。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）コンビニへの手数料でございますが、月々の手数料には月々の基本料

と1件当たりの手数料を含めたもので想定しております。

○議長（原田）ほかに質疑がありますか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。アスベストのところなんですけれども、アスベストの調査事業費の委託料が143万4,000円。行政報告にありますように、10施設の16カ所で143万ということで、まだまだ委託料というか、費用がかさむようにも思うんです。それから、10施設の16カ所以上に、そのほかに出てくる可能性はないのか。

それと、検査をしてもらった後の実際に囲い込みとか覆ったりする費用はまたどういうぐあいに出していくんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）アスベストの関係でございますが、一応検査をしました後、大体予定では1カ月から2カ月かかると言われておりますので、それを精査して、場合によっては12月の補正に反映させるということもございます。

それからもう1点は、先日からご答弁申し上げておりますように、相当、設計図書と、それから目視でやっておりますので、一応可能性はないというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それと、一般質問で私は落としたんですけれども、この7月29日のときのアスベスト使用のこの書類の中に波型スレートがあるんです。一緒に回って、劣化が激しくて、記事に載っておったように、心配なところがはっきり何カ所かあったんです。その波型スレートの検査なんかはどうですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）私は実際に1カ所しか確認しておりませんが、波型スレートにつきましては相当ぼろぼろにならん限りは飛散のおそれはないというふうに認識しております。ただ、こういう状況でございますので、今回の検査結果を踏まえて、そういうところもどういうふうにするかを検討したいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）波型スレートが、私の回った範囲では蟹原の浄水場の裏側のところ、あの屋根はかなりぼろぼろになっていましたけれども、あれは処置が要るように思ったんですが、これは落としていましたから、もう1回それだけ。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）先ほどご答弁申し上げましたように、波型スレートについて、相当な

劣化があれば改良は考えていきたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。追って再開を連絡します。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

第37号議案について、前田議員外 1 名から修正動議が提出されました。修正案の説明を求めます。前田議員。

○ 13 番（前田）13番、前田です。議案第37号、平成17年度海田町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を地方自治法第115条の2及び海田町議会会議規則第16条第2項の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

修正の内容は、歳入を14款国庫支出金2項国庫補助金から492万8,000円、19款繰越金1項繰越金から353万7,000円、合計846万5,000円、歳出を2款総務費1項総務管理費から846万5,000円減額修正するものです。内訳は、循環バスの試行運行に係る予算を減額するものです。

理由は、先ほど来質疑が出ておりますものを繰り返し申し上げ、提案の理由とさせていただきます。3度の検討委員会が開催されておりますが、十分な結論が出ておりません。例えばルートの問題、停留所の問題、料金の問題等、いろいろ残っております。中でも、一部地域の住民を差別というか、無視するような言葉もあります。アンケート調査にしても利用者の声だけであり、未利用者の声がありません。当然に未利用者の声も聞くべきであります。また、一昨日、昨日の一般質問の町長の答弁も再試行が前提というか、再試行決定であり、検討委員会の意だけが優先されており、町民の代表である議会に対しての何らの説明もなく、議会の意がどこにもありません。議会に対して全員協議会等を開いて何らかの説明をすることは当然であると思います。また、2年間の試行運転ということですが、2年間も走れば、町民はおのずから継続運行と思いつくと思います。2年間も試行を繰り返し、予算的に無理だから3年目から取りやめる

というようなことはできないと思います。3年後には、走らすとすれば、約3,000万円の予算が必要であるという試算も出ております。このような予算の裏づけもどこにもありません。もちろんこれも検討の中にしっかりと入れるべきでございます。

さらにまた、このような検討の中で、先ほど来質疑の中でも言っておりますが、今ごろは軽自動車のタクシーもあり、500円なら十分玄関から玄関まで走行が可能であるということも検討材料の1つであると思います。1日約80名で5万円の経費、今申し上げましたタクシー利用なら1回約600円として、同じ100円を出して乗車をいただくならば500円の利用で済み、逆に現予算よりも町の負担分が少なくなるものでございます。ここのことも検討に欠けておるところでもあります。また、先ほど来言っておりますタクシーということになれば、玄関から目的地まで行ける、いわゆる高齢者、弱者に非常に有利なものではないかとも思います。バスでは停留所まで歩いていかなければならないし、停留所からさらにまた目的地まで歩く必要があります。タクシーの方が安くて便利ではないか、このようにも思います。これもまたしっかり検討する材料の1つでもあると思います。

バスの車種にしても、現行の30人乗りといいますか、説明では18人ということでしたが、大型バス、こういうものではなく、1便の利用者数を考えたときに、約10名だから、8人ないし10名程度の人員が乗れる車で、すなわち車種でいいのではないかと。そうすれば、三迫3丁目の上までも行ける、あるいはまた国信の旧焼却場あたりまでも十分上がれる。ここらも検討委員会で問題になっておりながら、何も解決することもなく、そのまま再試行ありで考えられております。今申し上げました三迫地区、国信地区の問題も解決すると思います。

私は決してバスの運行そのものに反対するものではありませんが、諸問題に対し、検討が十分なされておらず、この策は町民のニーズに応えたものではないと。町民のニーズに応えるものであれば、さらに検討に検討を重ね、バスの運行を実施すべきであると考えます。ぜひ必要という結論が出るならば、早急に議会に対し説明をし、臨時議会を開いて、早急にこの予算の決定も可能であると思い、今回のこの37号議案から、先ほど申し上げました予算の修正を提出するものであります。以上です。

○議長（原田）説明を終わります。修正案に対する質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほどるる提案理由を説明されましたけれども、バスの運行には反対ではないと言いながら、現実にはバスの運行に関しては予算を上げていな

いということは、先ほど提案理由の中に、今後も3,000万ぐらいの赤字が認められるから今後一切しないというように私は受けとめたんですが、提案者が言っている、バスの運行には反対ではないと言いながら、今後についても一切予算を認めようとしない、また運行計画を認めないような、そういう提案の理由であったのですが、それは矛盾しておりますが、いかがですか、お尋ねします。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）むしろ質問者の方が間違っておるのではないかと思います、3,000万についてはその裏づけが十分あるかどうか、こういうことであって、あるいは先ほど来申し上げております、いろんな検討が不十分であると。ですから、これだけ、先ほど来長時間にわたっていろんな疑義が生じておるわけです。だから、そこらの疑義が生じない、そういう検討を重ねて、先ほども申し上げました、本当に町民からそういう声が出るならば、臨時議会を開いてやっても遅くはない。今では検討が不十分だから、いわゆる再考を要する、このように申し上げておるわけでございます。以上です。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）検討が不十分というよりも、現実は今やって、その具体例を示されて、また試験運行という提案をなされておるわけですね。それなのに、私はずっと聞いておるんですが、何でもかんでも議会に相談をして、いろいろ反対とする議員の意見ですね。何か執行権に介入して、町長の権限以上のところに踏み込んでいるような気がするんです。逆に言えば、町長に対してもっともっと我々に相談をしろと、執行権の介入につながるような、そこまで出せというような意見に私は受け取れるんです。そこまで議会が踏み込む必要はないし、町長の権限で、大まかなところについては確かに議会に対しても必要であろうと思いますけれども、しかし、近隣の町村を見ても、循環バスはもう大きな流れでもあるし、また、町民の要望しているところなんです。その点から見て、非常に、言っていること、やっていることが町民に対する感情を逆なでするというような気がするんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、執行権の介入であるとかということについては個々の解釈の違いであろうと思いますし、先ほど斎木議員からも出ておりましたが、これは私どもの不手際でもあったと思いますが、さらに近隣の勉強とかもする必要もあろうと。だから、そこらのところも含めて、先ほど来申し上げております、予算の裏づけのないもの、中途

半端にやって中途半端にやめる、これこそ町民から大きく批判される一因でもあらうか
と思います。そのためにも慎重にいろいろ勉強を重ねた審議をすべきであらうと、この
ように考えております。以上です。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、具体的にお尋ねしますが、予算上800何ぼ、全体で846万5,000円、
そのうち補助が492万8,000円、これに運行にかかわる乗車賃が入ってくるわけですが、
こうした大幅な補助金で試験運行をやるというのに、これについて、ゼロの減額、修正
案ですね、このことが私は町民に背いておるし、町民の意見を全く取り入れていないよ
うな、そういう感覚を受けるんですが、その辺について予算上の問題で今年度中に300
万、町の一般財源から持ち出しをすることになるんですが、その点については、先ほど
節約がどうのこうのと。私は、幾ら金がかかっても、やることはやらないかんし、こ
のよう思っているんですが、その辺がどうも納得できないんです。その辺はどうですか。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）これも繰り返し申し上げておるとおりでありまして、検討が不十分であ
るということ、そして、利用者だけの声を、ごくごく一部の声であらうかと思いますが、
そのごくごく一部、ここらの声をすべての声であるかのような誤解を招くような今の質
疑じゃないかと思います。ですから、そこらも含めて十分今後検討する余地がある、こ
のように解しております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。住吉議員。

○14番（住吉）佐中議員と全く同様な意見ですが、この予算案を否定することは完全に
このバスの運行を否定することにつながると思います。完全に反対ではないというふう
なことを言っておりますが。その点の答弁はいいですが、私はけさからずっと皆さんの
質疑を聞いておりまして、問題は、この行革という時期に、町長の裁量権を無視して全
部何でもかんでも議会が監督指導するんだということでは、町長も要らないし、執行部
も要らないことになるという感じがする、そういう危機感を覚えておるんです。

今の佐中議員の質問に対して利用者と未利用者の問題ですが、未利用者というよりも、
利用者の方は本当に弱者であると思うんです。利用されている人が。車もない、そうか
といってタクシーを雇うわけにいかんと。本当の弱者だと。未利用者というのは、車も
持っておるし、必要ならタクシーも雇っていけるというふうな方がやっておられるとこ
ろに、利用者と未利用者を区分すること、これによって論議をすることは非常に難しい

と思うんです。これはどうお考えですか。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）先ほど来お聞きだろうと思いますが、西山議員の質疑の中にもありましたように、毎日利用が2名であったと。こういうようなことからその辺のことをご理解いただきたい、このように考えます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）それと、行政改革の中で我々議員が、それは立派なことですよ、議員の意見をしっかり述べる。町長に対して質疑をし、注文をつけるというのは本当に大切なことですが、ここまで踏み込んでいいのか、町長の執行権に当たるようなことまで踏み込んで、これが本当に海田町の議会なのかというふうな感じを受けておるんですが、どうなんですか。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）当然に執行権の介入ということになれば問題もあろうかと思いますが、当然我々は執行部の監督機関としてあるべきであって、町長のイエスマンであってはならないと、このように解しております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）私はイエスマンということは言っていないけれども、本当に皆さんがおっしゃっていることは執行権に介入しておるというふうに私は受け取っております。こんなことを、やっぱり議会はもう少し太っ腹に、町長にある程度任せるところは任せて、ちゃんとやっていただくということが大切なんじゃないですか。広告一枚張るのにどうするのかというようなことまで議会が突っ込んで質疑をするようなことでは困ると思うんです。笑われますよ。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。岡田議員。

○3番（岡田）私はこれは住民サービスということで大変いいことだと思うんです。先ほど前田議員は経費の面からタクシーがどうのこうのと言われていましたけれども、私たちが一番ずっと何年か前から要求をして、やはり私たちの理想というのは、車いすで乗れる、そういうふうな車両で府中町や坂町がやっているようなものを要求したんですけれども、なかなか地形の関係とかでできないということなんですけれども、やはりタクシーとかそういうふうなことになりますと、車いすとか、なかなかそういうことにはならないと思うんです。そういう意味で、そう簡単にタクシー、タクシーと言われてまして

も、タクシーも簡単にそういうふうなタクシーもないですし、そういうところはどう思われておるのか、お願いします。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ですから、そこらを含めて検討委員会で、議会も含めて、チャンスがあるならば十分検討すべきだと、このように申し上げておるわけです。あなた方が今言われるように、高齢者、弱者の救済だと言われるのなら、なおさらのこと、玄関から玄関までサービスをするのがより以上のサービスだと、このように解しております。そこらを含めてご理解願います。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それと、1日の1便当たりの乗車のことなんですけれども、府中町が20何人ですか。これは最近というか、何年かで増えたと思うんです。一番最初にやったときはそんなことはなかったと思うんです。やはり何年かするうちに、ずっと試行するうちにどんどん乗車人数も増えてきた、そういうふうになっておるわけですね。それで、やはりこの前7月の試行運転が終わった次の日に、停留所に中学生が来てずっとバスを待っておったと。どうしたんかと聞いたら、バスを待っておるんじゃと言うから、これはもう昨日で終わったんだと言って、それでがっかりきておると。やはりこういうふうな姿を見たら、ずっと継続をしていくべきだと思うんです。人数もやはり、先ほど言いましたように、運転をすることによってどんどん増えていくんです。ただ今人数が少ないとか、毎日運行を望む人が2人しかいないとか、そういうことはこの試行運転に対して、やめるということには全く当てはまらないと思うんです。その辺のところをお願いします。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そういうことで、繰り返し申し上げておるとおりでございます。50日の試行がすべてのデータを得たかどうかというのは疑問だと言われれば、そのとおりであろうかと思いますが、そこらを含めてもっと詳細に多岐にわたって検討すべきだと、このように説明を先ほど来何回も佐中議員も含めて申し上げておるので、ご理解願います。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）我々議員は重箱の隅をつつくのもそれはええんじやが、もうちょっと高所大所で物を考える必要があるんじゃないかなと思います。そういうところを我々議員はよく認識をしなければならない、私はそう考えております。

○議長（原田）修正案の質疑を終結します。討論を行います。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第37号議案について採決を行います。

まず、本件に対する前田議員外1名から提出された修正案について起立による採決を行います。本修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決をいたします。修正部分を除く部分については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第2、第38号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第38号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、平成16年度療養給付費等交付金返還金などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ583万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,439万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者からお願いします。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（貝原）それでは、第38号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、コンビニ収納導入に伴う帳票類の作成と、平成16年度療養給付費等交付金金額確定により返還金が生じたこと、また、平成16年度療養給付費負担金金額確定により追加交付があることによるもので、前年度の繰越金等を活用し、必要な額の補正をお願いするものでございます。資料9により説明させていただきます。資料9の補正予算説明書をお願いいたします。

それでは、歳出から説明いたします。2ページをお願いいたします。まず、総務費、徴税費、賦課徴収費、需用費の46万6,000円、これはコンビニ収納導入に伴う来年度及び

準備期間試験用の帳票類の作成に係る予算でございます。次に、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費でございますが、これは平成16年度療養給付費負担金追加交付による財源振替でございます。次に、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金利子及び割引料の537万2,000円、これは平成16年度の療養給付費等交付金の確定に伴い、返還金が生じたことによる予算でございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきます。1ページをお願いします。国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、過年度分の106万5,000円、これは一般被保険者分であります平成16年度療養給付費負担金金額確定による追加交付金でございます。次の繰入金、一般会計繰入金の46万6,000円、これはコンビニ収納導入に伴う帳票類の作成による事務費繰入金の増によるものでございます。次に、繰越金の430万7,000円、これは平成16年度の繰越金でございます。

それでは、38号議案の方をお願いいたします。海田町国民健康保険特別会計補正予算として、歳入歳出それぞれ583万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,439万1,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第39号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第39号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、平成17年10月からの制度改正による施設介護サービス給付費の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出そ

れぞれ4,527万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,613万円とするものでございます。内容につきましては担当者からお願いします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）それでは、第39号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料10の補正予算説明書をお願いいたします。今回の補正予算でございますが、国の介護保険制度改正のうち、平成17年10月から実施の施設給付の見直し等に伴うもので、具体的には、負担の公平性の観点から、介護保険施設等における居住費、食費についても在宅の方と同様、保険給付の対象外とし、原則自己負担になることに伴い、保険給付費の施設介護サービス費は減額することになります。しかしながら、入所者の居住費、食費の負担が低所得者への過重な負担とならないよう、特定入所者介護サービス費を創設し、所得に応じた負担限度額を設け、負担の軽減を図るものであります。あわせて、こうした新たな給付制度に対するシステムへの移行などに要する改修費等を予算措置するものであります。

それでは、歳出予算よりご説明いたします。3ページをお願いいたします。1款総務費1目一般管理費11節の需用費の6万5,000円でございますが、施設入所者が居住費と食費が原則自己負担となることに伴い、新たに低所得者の入所者に減額認定証が必要となることで、印刷製本費を増額するものです。また、13節委託料の242万円につきましては、制度改正に伴うシステム改修作業に要する費用、また、18節の備品購入費の22万1,000円につきましては、国の新たな要介護認定モデル事業等に対しまして必要となるパソコンの購入費でございます。次に、2款給付費2目の施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の6,213万7,000円の減額は、最初に申し上げましたが、施設給付においての居住費、食費について原則自己負担となり、保険給付の対象外となることに伴い、施設の内容及び入居者の収入状況等を勘案し、減額するものでございます。また、6目特定入所者介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の1,315万5,000円につきましては、施設給付費の居住費、食費について原則自己負担になることに伴い、低所得者への負担軽減を図る観点から、所得に応じた負担限度額を設け、申請により、所得段階においてサービス給付費で対応するもので、施設の内容及び入居者の収入等を勘案し、新たに予算措置するものでございます。4ページをお願いいたします。4項1目高額介護サービス費の負担金補助及び交付金の100万1,000円の増額は、高額介護サービス費の上限額が見直され、支給対象者が増加することに伴う措置でございます。

次に、1 ページからの歳入についてご説明申し上げます。まず、3 款支払基金交付金の介護給付費交付金の1,535万4,000円の減額でございますが、平成17年10月からの制度改正に伴い、歳出予算の保険給付費、具体的には施設サービス給付費の減額分から新たな費目の特定入所者介護サービス給付費等の増額分を差引いた額に法定負担分の32%を乗じた額を予算措置するものです。また、4 款国庫支出金の959万6,000円の減額についても、減額分から増額分を差引き、法定負担分の20%を乗じたもの、また、調整交付金の168万9,000円の減額についても同様に法定負担分の3.52%を乗じたものであります。次の2 目1 節の事務費補助金の129万3,000円については、先ほどの制度改正に伴い、歳出予算で申しました委託料、備品購入費等に対する国からの補助金を予算措置するものでございます。次に、5 款県支出金の599万8,000円の減額は、支払基金と同様、減額分から増額分を差引き、法定負担分の12.5%を乗じたものでございます。2 ページをお願いいたします。次に、7 款繰入金、一般会計繰入金1 節の介護給付費繰入金の599万8,000円の減額についても、県支出金と同様に法定負担分の12.5%を乗じたものであります。また、2 節の事務費等繰入金の141万3,000円は、今回の制度改正に伴いまして歳出予算に計上しました印刷製本費、委託料及び備品購入費合計の270万6,000円から国からの事務費補助金を差引き、予算措置するものであります。次に、2 項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金の934万6,000円の減額でございますが、この介護給付費準備基金繰入金は保険給付費に対する保険料の財源不足を補うものでございまして、今回の制度改正に伴いまして歳出予算の保険給付費が減額するものとなり、財源であります第1号被保険者の保険料分の19.4%を乗じた額を当初の基金繰入金から減額するものでございます。

39号議案をお願いいたします。歳入歳出予算それぞれ4,527万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億1,613万円とするものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第4、第40号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算について  
を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第40号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算(第2号)。平成17  
年度海田町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、配水管部分移転に係る予  
算の組み替え、人事異動に伴う人件費及びコンビニ収納に係る開発費等を補正するもの  
でございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(原田) 上下水道部次長。

○上下水道部次長(新浜) それでは、第40号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予  
算(第2号)につきましてご説明申し上げます。資料11の1ページをお願いいたします。  
収益的収入の水道事業収益、営業収益、受託工事収益を1,598万円減額いたしております。  
これは、地方公営企業法に資本取引と損益取引等を明確に区分しなければならないとい  
う原則がございますが、この会計原則に則りまして受託工事収益を次ページの資本的収  
入の工事負担金へ850万円、予算組み替えをするものでございます。なお、金額が異なっ  
ておりますが、これは資産減耗分を差引き、残存価格分のみ補償していただくためでご  
ざいます。次に、収益的支出の水道事業費用、営業費用、配水及び給水費を457万9,000  
円、人事異動による人件費として補正をいたしております。次に、総係費を48万8,000  
円、補正いたしております。これは、コンビニ収納用納付書作成のための印刷製本費の  
増額でございます。受託工事費につきましては、受託工事費の予算中、配水管の部分移  
転工事に係るものにつきましては、建設改良費の配水設備整備費に1,500万円予算組み換  
えするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。資本的収入の工事負担金を850万円増額す  
るものでございます。これは、配水管部分移転補償費でございます。続きまして、資本  
的支出の建設改良費、配水設備整備費でございますが、収益的支出の受託工事費の予算  
組み替え分の1,500万円でございます。次に、開発費でございますが、コンビニ収納に係  
るシステム開発費といたしまして科目を新設し、332万4,000円計上いたしております。

なお、3ページには資金計画を、4ページ及び5ページに補正後の予定貸借対照表を

掲載いたしております。また、次ページ以降には基礎資料の補正予算説明書をお示ししております。

次に、第40号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成17年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、水道事業収益を1,598万円減額いたしまして4億7,640万3,000円とし、水道事業費用を993万3,000円減額いたしまして4億3,675万1,000円とし、また、補正予算書第3条の予算第4条の予定額は、資本的収入を850万円増額いたしまして1,062万6,000円とし、資本的支出を1,832万4,000円増額いたしまして1億9,563万9,000円とするものでございます。なお、括弧中につきましては、資本的収入額212万6,000円を1,062万6,000円に、資本的支出額1億7,731万5,000円を1億9,563万9,000円に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,518万9,000円を1億8,501万3,000円に、建設改良積立金5,137万9,000円を6,120万3,000円に改めるものでございます。次に、補正予算書第4条の予算第6条に定めた経費の金額、職員給与費を457万9,000円増額いたしまして9,448万2,000円とするものでございます。補正予算書第5条におきまして債務負担行為を定めております。コンビニ収納に係る収納代行手数料で、期間は平成18年度まで、限度額を51万7,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、発議第6号、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正（案）についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討

論を省略いたします。これより、発議第6号についてを採決いたします。お諮りいたします。

発議第6号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第6号については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第6、発議第7号、電気設備工事の分離発注を求める決議(案)についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、発議第7号についてを採決いたします。お諮りします。

発議第7号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第7号については原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成17年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前11時58分 閉会